

平戸町公民館 使用規定

令和4年4月

- 1)「平戸町公民館使用申請書」で届出をし、使用の許可を得ること。
- 2)町内会員が使用する場合は無料とし、町内会員を含む団体の料金は別表の通りとする。
- 3)町内会員が全く含まれていない団体に対しての使用は、認めない。
- 4)但し、町内会長が認めたものはその限りではない。
- 5)使用目的が政治活動または宗教活動に係るもの、営利を目的としたものの使用は、認めない。
- 6)使用料金については、翌月8日(常会時)に町内会に支払うものとする。

別 表

	区分	時 間	1階ホール	2階和室A	2階和室B	全 室
1	午前	9時～13時	2,000円	1,000円	1,000円	3,000円
2	午後	13時～17時	2,000円	1,000円	1,000円	3,000円
3	夜	17時～22時	2,000円	1,000円	1,000円	3,000円
4	全日	9時～22時	5,000円	2,000円	2,000円	8,000円

※次の4団体については、別途料金とする。

1. 戸塚消防署
2. 平戸地区連合町内会
3. 平戸地区社会福祉協議会
4. 平戸住宅自治会